

第24期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2020年10月1日から2021年9月30日まで)

株式会社コラントッテ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://colantotte.co.jp/ir/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業倫理行動憲章」を制定し、役職員はこれを遵守する。また、経営トップの考え方を伝達・共有し、実践すべく、経営理念及び行動指針を定め、社内に掲示し、周知徹底を図る。
- ② 取締役会規程を始めとする社内諸規程を制定し、業務を遂行する。
- ③ 管理統括本部をコンプライアンスの統括部署としてリスク・コンプライアンス委員会と連携の上、役職員に対する適切な研修体制の構築に努める。
- ④ 役職員の職務執行の適切性を確保するために、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査担当者は必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。具体的には、四半期ごとに1回及び必要に応じて情報交換を実施する。
- ⑤ 反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確に宣言し、役職員にそれを徹底する。具体的には「企業倫理行動憲章」で宣言し、「反社会的勢力対策規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め運用を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存管理する。
- ② 管理部署の管理統括本部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 職務執行に係るリスクは、「リスク・コンプライアンス規程」、「予算管理規程」、「内部監査規程」等の社内規程によって管理し、各部門の権限内でリスク分析・対応策の検討を行うとともに、特に重要な案件や担当部門の権限を越えるものについては、取締役会で審議し意思決定を行う。
- ② 代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会の定期開催や、社長直轄の内部監査室による定期的監査の実施等、リスク管理に係る体制整備を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- ② 取締役会のもとに経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するために、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各部門長に伝達する。また、各取締役は各部門の業務執行状況を報告するとともに担当部署の多様なリスクを可能な限り未然に防止するように情報の共有と検討を行う。
- ③ 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うために「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定のルールに従い業務を分担する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

(6) 上記(5)の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けない体制とし、その期間中の当該使用人の人事評価については監査役に委嘱されたものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に着しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、その他重要な事実が発生した場合、監査役に対して速やかに報告する体制とする。
- ② 監査役は必要な都度、取締役及び使用人に対し、報告を求めることができることとする。
- ③ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを保障する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備及び監査上の重要な課題について、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、監査役監査の実効性確保に努める。
- ② 監査役は、内部監査人と定期的な情報交換を行い緊密に連携する。
- ③ 監査役は、取締役から当社に着しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じる。
- ④ 監査の実施にあたり、監査役が必要と認めた場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ⑤ 監査役は、取締役会を始め、経営会議等の重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
- ⑥ 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

(9) 監査役の職務遂行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 取締役は、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。
- ② 取締役は、財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
- ③ 代表取締役社長は、財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性確保に努める。

(1) 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動に悪影響を与えるあらゆる反社会的勢力・団体とは一切関わらず、また、もし反社会的勢力からの接触があった場合には、取締役管理統括本部長が総括し、全社的に対応し、必要に応じて顧問弁護士、警察等の専門家に早期に相談し、適切な処置をとることとする。
- ② 使用人に対して社内研修等を開催し、反社会的勢力に関わりを持たない意識の向上に努める。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当事業年度における主な取り組みにつきましては、コンプライアンス意識の向上を図るとともにコンプライアンス遵守体制を構築するため、全体会議や各部署でのミーティング及び内部監査時等を利用して、コンプライアンスに関する啓蒙活動の充実を図りました。また、内部監査人は、定期的に内部監査を実施し、代表取締役社長への監査報告を行うとともに、監査役会及び会計監査人と連携し、意見交換会を実施しております。

株主資本等変動計算書

(2020年10月 1 日から)
(2021年 9 月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	10,000	－	－	37,500	838,533	876,033	886,033	886,033
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	466,785	466,785	466,785				933,570	933,570
当 期 純 利 益					420,505	420,505	420,505	420,505
当期変動額合計	466,785	466,785	466,785	－	420,505	420,505	1,354,075	1,354,075
当 期 末 残 高	476,785	466,785	466,785	37,500	1,259,038	1,296,538	2,240,108	2,240,108

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物 | 3～43年 |
| 構築物 | 15年 |
| 車両運搬具 | 5年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～20年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
特許権については8年間の定額法で償却しております。
商標権については10年間の定額法で償却しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度の負担に属する金額を計上しております。
- ③ 製品保証引当金
製品販売後の保証期間内に、製品を無償で修理・交換する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎にして計上しております。
- ④ 返品調整引当金
将来予想される売上返品に伴い発生する損失に備えるため、将来の返品に伴う損失見込額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
- ② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

- 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(たな卸資産の評価)

- (1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額
たな卸資産 590,380千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
当社は、期末において個別品目ごとに回転期間を計算し、一定の回転期間を超える場合に、原則として収益性の低下が認められると判断し、一定の評価減割合に基づき定期的に帳簿価額を切り下げた価額をもって貸借対照表価額としております。
ただし、未発売の製品等の理由により回転期間が一定期間を超える場合であっても、将来の販売予測等に基づき収益性の低下が認められないと判断した場合は、取得原価をもって貸借対照表価額としております。
在庫水準の適正化等により収益力の強化を図ってまいりますが、市場のニーズや販売戦略等の変化を要因として実際の販売や生産状況等が変化することにより、たな卸資産の評価の見積りに重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
- | | |
|--------------|-----------|
| ① 担保に供している資産 | |
| 建物及び構築物 | 330,862千円 |
| 土地 | 265,821千円 |
| 計 | 596,683千円 |
- ② 担保に係る債務
- | | |
|----------------|-----------|
| 1 年内返済予定の長期借入金 | 45,000千円 |
| 長期借入金 | 67,500千円 |
| 計 | 112,500千円 |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 430,213千円
- (3) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関 3 行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|------------------------|-----------|
| 当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額 | 600,000千円 |
| 借入実行残高 | － |
| 差引 | 600,000千円 |

- (4) 財務制限条項
上記コミットメントライン契約については、次のとおりの財務制限条項が付されております。

2021年9月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	8,882,500	－	8,922,500

- (注) 1. 当社は、2021年2月19日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。
2. 普通株式の発行済株式総数の増加8,882,500株は、株式分割により7,960,000株、新規上場に伴う公募増資により600,000株、オーバーアロットメントによる第三者割当増資により322,500株増加したものです。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額
該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配 当 金 の 総 額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年12月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	107,070	12	2021年 9月30日	2021年 12月24日

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 228,000株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	71,278千円
ゴルフ会員権評価損	1,631千円
減損損失	5,411千円
賞与引当金	11,322千円
未払事業税	7,653千円
未払金	3,785千円
未払費用	2,972千円
返品調整引当金	39,094千円
製品保証引当金	1,756千円
立替金	19,570千円
その他	3,008千円
繰延税金資産小計	167,486千円
評価性引当額	△77,115千円
繰延税金資産合計	90,370千円
繰延税金資産の純額	90,370千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用については投機的な運用は行わず、安全性の高い預金等で運用を行い、資金調達については、銀行等の金融機関からの借入及び社債の発行による調達を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク
外貨建ての現金及び預金は、為替変動リスクに晒されております。
営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
営業債務である電子記録債務、買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日で流動性リスクに晒されております。
社債及び長期借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。償還日は最長で決算日後7年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。また、コミットメントライン契約については、財務制限条項が付されております。当該条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。なお、財務制限条項の詳細については、前述の「4. 貸借対照表に関する注記」の「(4) 財務制限条項」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制
(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
営業債権については、与信管理規程に基づき、担当部署が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、滞留債権管理を行っております。
(ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
当社は、外貨建ての債権債務に係る為替変動リスクや社債、長期借入金に係る金利変動リスクについて、為替相場の状況及び市場金利の状況を継続的に把握しております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、取引金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結することにより、流動性リスクの低減を図っております。
なお、当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高については、前述の「４．貸借対照表に関する注記」の「(3) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約」をご参照下さい。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,545,523	1,545,523	－
(2) 受取手形	3,117	3,117	－
(3) 電子記録債権	198,485	198,485	－
(4) 売掛金	412,308	412,308	－
資産計	2,159,434	2,159,434	－
(1) 電子記録債務	97,634	97,634	－
(2) 買掛金	162,146	162,146	－
(3) 社債 (1 年内償還予定の社債含む)	202,500	202,878	378
(4) 長期借入金 (1 年内返済予定の長期借入金含む)	232,124	231,437	△686
(5) 未払金	256,814	256,814	－
負債計	951,219	950,912	△307

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 電子記録債務、(2) 買掛金、(5) 未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債（１年内償還予定の社債含む）
社債の時価は、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）
変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	251.06円
(2) 1株当たり当期純利益	51.34円
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	50.01円

(注) 1. 当社は、2021年2月19日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 当社は、2021年7月8日付で東証マザーズに上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から当事業年度末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。